

# ウクライナ情勢に関するロシアの拒否権行使の合法性

国際法学会エキスパート・コメント No. 2024-1

瀬岡 直（近畿大学国際学部准教授）

脱稿日：2023年12月9日

## I 国際連合における拒否権制度

国際連合における安全保障理事会（以下、安保理）は、「国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任」（国連憲章第24条第1項）を担う重要な機関です。安保理は、5つの常任理事国（英米仏中露）と10の非常任理事国の計15カ国から構成されますが、手続以外の事項（いわゆる実質事項）に関する決定は「常任理事国の同意投票を含む9理事国の賛成投票によって行われる」（第27条第3項）ことになっています<sup>1</sup>。しかし、これを裏返せば、常任理事国が1カ国でも実質事項に関する安保理決議案に対して反対票を投じれば、当該決議案は葬り去られることとなります。これが一般に常任理事国の「拒否権」（*veto right*, *veto power*）と呼ばれているものです。

従来、常任理事国は、国家の国連加盟申請、国連事務総長の選出、平和に対する脅威の認定、非軍事的措置の発動など、実に様々な状況において拒否権を頻繁に行使してきました<sup>2</sup>。そのため、多くの加盟国は、国連発足当初から、拒否権の制限や廃止を活発に議論してきました。そして、現在とくに注目を集めているのが、ウクライナ情勢におけるロシアの拒否権行使を契機に正面から問われている次のような根本的な問題です。すなわち、常任理事国自身が侵略行為を行った場合、当該常任理事国は、自らの侵略行為を助長するような拒否権行使を、国際法上行使しうるのでしょうか。国連集団安全保障体制の根幹を揺るがすこの問題を念頭に、以下では、まずロシアの拒否権行使の合法性をめぐる代表的な解釈論を紹介し、つづけて、ロシアの投じた拒否権に対する国連加盟国の対応を検討していきます。

## II ロシアの拒否権行使の合法性

これまで、ロシアは、2度にわたり、ウクライナ情勢に関して拒否権を行使しています。

---

<sup>1</sup> 国連憲章第27条は以下のように規定しています。「1 安全保障理事会の各理事国は、一個の投票権を有する。2 手続事項に関する安全保障理事会の決定は、9理事国の賛成投票によって行われる。3 その他のすべての事項に関する安全保障理事会の決定は、常任理事国の同意投票を含む9理事国の賛成投票によって行われる。但し、第6章及び第52条3に基く決定については、紛争当事国は、投票を棄権しなければならない。」

<sup>2</sup> 冷戦期の実行に関しては、東泰介「国連安全保障理事会の拒否権制度の再検討（1）（2・完）」『国際法外交雑誌』第79巻第4号（1980年）29-66頁、第79巻第6号（1981年）1-56頁を参照。

まず、2022年2月22日、ロシアは、ウクライナ東部のドンバス地方における「ドネツク人民共和国」と「ルハンスク人民共和国」を国家として承認し、その2日後の24日から「特別軍事作戦」としてウクライナにおいて武力行使を開始しました。これに対して、安保理は、翌25日に、ロシアの侵略行為の非難や、ロシア軍の即時停戦・撤退の要請などを明記した安保理決議案を審議しました<sup>3</sup>。この決議案はおよそ80カ国の共同提案によるものでしたが、採決の結果は、賛成11、反対1（ロシア）、棄権3（中国、インド、アラブ首長国連邦（UAE））となり、ロシアの拒否権によって否決されました<sup>4</sup>。

さらに、ロシアとウクライナの武力紛争が激化する中、2022年9月30日、安保理において米国とアルバニアの共同提案による決議案が審議されました<sup>5</sup>。この決議案は、ウクライナの主権、独立、領土保全を再確認したうえで、ロシアが組織したルハンスク、ドネツク、ザポリヅジャ、ヘルソンの4州における住民投票が違法であると非難したうえで、国連加盟国に対してロシアによるこれら4州の併合措置を承認するような行為を一切慎むよう要求するものでした。しかし、採決の結果は、賛成10、反対1（ロシア）、棄権4（中国、ブラジル、インド、ガボン）となり、ロシアの拒否権によって否決されました<sup>6</sup>。では、これらのロシアの拒否権行使の合法性をめぐって、いかなる解釈論が展開されているのでしょうか。

## 1 合法説

### (1) 国連憲章第27条第3項の文言解釈

国連憲章第27条第3項によれば、安保理が非手続事項（実質事項）に関して決定を下すためには、「常任理事国の全会一致を含む9理事国の賛成投票」が必要です。この文言解釈を重視して、ウクライナ情勢におけるロシアの拒否権行使のような、まさしく実質事項に関する安保理決議案に対する拒否権は国連憲章上認められるという解釈が、国際法学において有力に主張されています<sup>7</sup>。もっとも、後に見るとおり、この立場は、憲章第27条第3項の文言に固執するあまり、たとえ実質事項に関する拒否権行使に対しても、何らかの制約が本来存在するのではないか、という問題を軽んじているきらいがあるようにも思われます<sup>8</sup>。

### (2) 国連憲章第1条第1項の「正義と国際法の原則に従って」の解釈

国連憲章は、第6章において紛争の平和的解決を、そして第7章において紛争の強力的解決を規定しています。そして、憲章第1条第1項によれば、国連は、憲章第6章の問題

---

<sup>3</sup> UN Doc. S/2022/155, 25 February 2022.

<sup>4</sup> UN Doc. S/PV.8979, 25 February 2022, p. 6.

<sup>5</sup> UN Doc. S/2022/720, 30 September 2022.

<sup>6</sup> UN Doc. S/PV.9143, 30 September 2022, p. 4.

<sup>7</sup> たとえば、Hans Kelsen, *The Law of the United Nations: A Critical Analysis of its Fundamental Problems* (Stevens and Sons, 1950), p. 265.

<sup>8</sup> こうした国際法学の基本的な立場に対する問題提起に関しては、瀬岡直『国際連合における拒否権の意義と限界—成立からスエズ危機までの拒否権行使に関する批判的検討—』（信山社、2012年）3-17頁を参照。

については「正義と国際法の原則に従って」紛争の平和的解決を実現することになっているのに対して、平和に対する脅威などが絡む第7章の状況においては、必ずしも「正義と国際法の原則に従って」行動する必要がない、と一般に解されています<sup>9</sup>。その結果、この立場は、ロシアとウクライナの武力衝突が生じているような第7章の状況において、ロシアは2022年2月および9月の安保理決議案に対して拒否権を行使するかについて広範な裁量を有することを重視するのです。ただし、厳密に言えば、ロシアの拒否権行使によって否決されたさきの安保理決議案が憲章第6章に基づくものか、それとも第7章に基づくものか、は明らかではないようにも思われます。そして、もしこれらの決議案が第6章に基づくものであれば、憲章第27条第3項但し書きに基づき、紛争当事国たるロシアは、当該決議案の投票を棄権する義務を負わなければなりません<sup>10</sup>。

### (3) 二重拒否権

二重拒否権とは、安保理決議案が手続事項か実質事項かをめぐって対立が生ずる場合、このいわば予備的な問題に対して最初の拒否権を投じて実質事項であることを決定したうえで、その実質事項に分類された決議案に対して2度目の拒否権を行使することです<sup>11</sup>。そして、この二重拒否権が認められるのであれば、ましてウクライナ情勢においてロシアが行使したような典型的な実質事項に関する拒否権を制限することはできない、と議論される可能性があります。たとえば、さきにみたとおり、紛争当事国たるロシアの投票の棄権義務の有無をめぐって、今後、ロシアのウクライナ侵攻を非難する安保理決議案が憲章第6章または第7章のいずれに基づくものであるか、について採決に掛けられるような場面がありうるでしょう。そして、この問題は、一見したところ手続事項であるように思われますが、ロシアが予備的問題としてこれに異議を唱えることによって、二重拒否権を投ずる可能性も否定できません。しかし、この二重拒否権は、国連発足当初に数回行使されたにとどまり、その後、今日まで一度も行使されていないことにも留意する必要があります。

## 2 違法説

### (1) 強行規範 (jus cogens)

強行規範 (jus cogens) は、1969年に採択された条約法条約第53条において次のように定められています。すなわち、「締結の時に一般国際法の強行規範に抵触する条約は、無効である。この条約の適用上、一般国際法の強行規範とは、いかなる逸脱も許されない規範と

---

<sup>9</sup> Kelsen, *supra* note 7, p. 295.

<sup>10</sup> この点を指摘するノルウェー (UN Doc. S/PV.8979, 25 February 2022, p. 8) スイス (UN Doc. A/ES-11/PV.1, 28 February 2022, p. 20)、リヒテンシュタイン (UN Doc. A/ES-11/PV.2, 28 February 2022, pp. 6-7) の発言を参照。もっとも、憲章第27条第3項但し書きの紛争当事国の投票の棄権義務は、これまで必ずしも一貫して履行されてきたわけではない。関連する実行については、Loraine Sievers and Sam Daws, *The Procedure of the UN Security Council*, 4<sup>th</sup> edition (Oxford University Press, 2014), pp. 339-350 を参照。

<sup>11</sup> 内田久司「いわゆる二重拒否権について—安全保障理事会の表決手続における手続事項と実質事項」『東京都立大学法学会雑誌』第7巻第1号(1966年)77-135頁。

して、また、後に成立する同一の性質を有する一般国際法の規範によってのみ変更することのできる規範として、国により構成されている国際社会全体が受け入れ、かつ、認める規範をいう」。本条の重要な点は、条約締結が強行規範に抵触する場合、当該条約は無効である、ということです。この強行規範の法的効果については、今日、国際社会で一般に受け入れられていると言って良いでしょう。ところが、近年、強行規範は、条約法条約における条約締結という法律行為の枠を越えて、国家責任法などの分野でも議論されはじめています。しかし、条約法条約第 53 条が定める条約締結以外の場面で、強行規範がいかなる効果を有するのかについては様々な見解が提唱されています<sup>12</sup>。こうした錯綜した状況の中で、強行規範と拒否権の関係に関して、たとえば、ジェニファー・トラハン (Jennifer Trahan) は、侵略行為が強行規範の重大な違反であることを強調し、ロシアがウクライナに対して行っている自らの侵略行為を拡大させるような拒否権行使は無効 (void) である、という議論を展開するのです<sup>13</sup>。

しかし、拒否権と強行規範の関係については、強行規範の重大な違反たる侵略が実体法の問題であるのに対して、安保理の表決手続としての拒否権行使は手続法の問題であるため、両者は区別して考えるべきであるという議論もありうるでしょう。こうした議論の背景としては、2012 年のイタリア対ドイツの国家免除事件の判決において、国際司法裁判所 (ICJ) が、拷問禁止が実体法であるのに対して主権免除はその性質上手続的なものであるため、両規則は抵触せず、その結果、拷問という強行規範の違反は主権免除規則に影響しない、と判示したことが挙げられます<sup>14</sup>。このように、たとえ強行規範に違反するような侵略や人権侵害が問題になっているとしても、だからといって、こうした強行違反の重大な違反を間接的にであれ助長するように見受けられる他の手続的な国際法規則が無効になるという考え方は支持されていません。むしろ、ICJ が判示した実体・手続区別論とも呼ぶべき立場に基づき、強行規範の重大な違反の法的効果を制限的に捉える主張が、多くの判例や学説でも支持されているように思われます<sup>15</sup>。だとすれば、たとえロシアのウ

---

<sup>12</sup> UN Doc. A/CN.4/714, Third report on peremptory norms of general international law (jus cogens) by Dire Tladi, Special Rapporteur, 12 February 2018, pp. 7-11.

<sup>13</sup> Jennifer Trahan, “Legal Issues Surrounding Veto Use and Aggression,” *Case Western Reserve Journal of International Law*, Vol. 55 (2023), pp. 93-146、とくに p. 140。同様に、強行規範の重大な違反たる組織的な人権侵害を助長するような拒否権行使は、現行法上認められないというトラハンの主張に関しては、Jennifer Trahan, *Existing Legal Limits to Security Council Veto Power in the Face of Atrocity Crimes* (Cambridge University Press, 2020)。なお、トラハンの主張の問題点に関しては、瀬岡直「(書評) Jennifer Trahan, *Existing Legal Limits to Security Council Veto Power in the Face of Atrocity Crimes* (Cambridge University Press, 2020, xvii + 355 pp.)」『国際法外交雑誌』第 120 巻第 4 号 (2022 年) 121-125 頁。同「強行規範に基づく拒否権の法的制限に関する一考察—J. Trahan の議論を中心に—」『Journal of International Studies』第 7 号 (2022 年) 17-32 頁を参照。

<sup>14</sup> *Jurisdictional Immunities of the State (Germany v. Italy: Greece intervening)*, Judgment, ICJ Reports 2012, para. 93。これに類似する判例として、2006 年のコンゴ領域における武力活動事件に関する ICJ の管轄権及び受理可能性に関する判決も挙げることができるでしょう。この判決は、ジェノサイドの禁止が強行規範であることを認める一方で、ICJ の管轄権は常に紛争当事国の同意に基づくものある、と判示しました。 *Armed Activities on the Territory of the Congo, (Democratic Republic of the Congo v. Rwanda)*, Jurisdiction and Admissibility, Judgment, ICJ Reports 2006, para. 64。

<sup>15</sup> なお、主権免除と強行規範の関係については、たとえば、水島朋則『主権免除の国際法』(名古屋大学出版会、2012 年) 211-232 頁を参照。

クライナ侵攻が強行規範の重大な違反たる侵略行為であるとしても、だからといって、自らの侵略行為に対する非難を阻止するロシアの拒否権行使が、強行違反の重大違反を助長するため無効になると主張するのは、問題があるように思われます。

## (2) 国家責任条文第 41 条

この立場は、強行規範の重大な違反の法的効果が国家責任条文第 41 条において次のように規定されていることに注目します。すなわち、「1 国は前条 [第 40 条：一般国際法の強行規範に基づく義務 (筆者注)] に定める重大な違反を終了させるために適法な手段を通じて協力する。2 いかなる国も、前条に定める重大な違反が生じさせた状態を違法なものとして承認してはならず、並びに、その状態の維持を支援し又は援助してはならない。」この点に関して、トラハン<sup>16</sup>は、自らのウクライナに対する侵略行為を拡大させるロシアの拒否権行使は、強行規範の重大な違反に対して適当な措置を取るために他国と協力する義務を定める同条第 1 項、及び、強行規範の重大な違反の状態を援助してはならない義務を規定する同条第 2 項に違反する、と主張しています<sup>16</sup>。しかし、国家責任条文第 41 条は慣習国際法の法典化と言うよりも漸進的発達の要素を多分に含むものであるとしばしば指摘されており、どこまで拒否権行使の現行法上の制限になりうるのか、必ずしも明らかではありません<sup>17</sup>。また、たとえ侵略行為のような強行規範の重大な違反の結果、すべての国家に対してこうした協力義務と不援助義務が慣習法上課されているとしても、だからといって、自ら侵略行為を行った常任理事国に対して拒否権行使を控えることまで義務づけるほどの明確さを備えているのか、疑問であると言わざるを得ません。

## (3) 国連の目的・原則

この立場は、まず、ロシアはウクライナに対して侵略行為を行うことによって、国際の平和及び安全の維持 (憲章第 1 条第 1 項)、基本的人権の尊重 (同 3 項) という国連の目的、および、信義誠実 (憲章第 2 条第 2 項)、紛争の平和的解決 (同 3 項)、武力行使禁止原則 (同 4 項) という国連の原則に違反していることを強調します。そして、ロシアの拒否権行使は、こうした国連の目的・原則に違反する自らの侵略行為を助長するものであるため、拒否権行使それ自体も、これらの国連の目的・原則に違反すると主張するのです<sup>18</sup>。

たしかに、安保理や総会審議において、相当数の国家は、ロシアの拒否権行使が国連の目的・原則に違反するという趣旨の発言を行っています<sup>19</sup>。しかし、国連の目的・原則の違反を重視するこの立場に対しては、ウクライナ情勢におけるロシアの拒否権行使が国連憲章に違反することと、従来様々な状況で投げられてきた拒否権が国連の目的・原則に照らして憲章上一般に容認されてきたように思われることを、どう整合的に説明しうるのか、という

---

<sup>16</sup> Trahan (2023), *supra* note 13, pp. 119-122.

<sup>17</sup> James Crawford et al., *The Law of International Responsibility* (Oxford University Press, 2010), pp. 687-701.

<sup>18</sup> Trahan (2023), *supra* note 13, pp. 122-139.

<sup>19</sup> たとえば、ノルウェー (UN Doc. S/PV.8979, 25 February 2022, pp.7-8)、アイルランド (UN Doc. S/PV.9143, 30 September 2022, p. 7) の発言を参照。

疑問が生じます<sup>20</sup>。さらに、この立場は、合法説の 2 つめの議論でも触れたように、憲章第 1 条第 1 項によれば、平和に対する脅威などが絡む第 7 章の状況において、国連は必ずしも「正義と国際法の原則に従って」行動する必要がないため、どのように平和を維持・回復するかについて常任理事国の政治的な裁量が広範に認められていることを軽んじているように思われます。

以上、違法説の代表的な解釈を検討しました。近年活発に議論され始めているこうした違法説には、拒否権制限に対して統一的・理論的な筋道を法的につけうる可能性を秘めていることは否定できず、今後、より活発な議論がなされていくことが望まれます。しかし、他方で、現時点では、違法説の 3 つの解釈論にはそれぞれ大きな問題点があると言わざるを得ません。さらに言えば、違法説の各解釈に共通する問題点として、次の 2 点を挙げなければならないでしょう。第 1 に、これらの違法説によれば、ロシアの拒否権行使の違法性を議論する前提として、ロシアの侵略行為が認定される必要がありますが、現在の国連システムにおいてはロシアの侵略行為の認定自体がきわめて困難である、ということです。この点に関して、トラハン自身も、国連総会による ICJ の勧告的意見の要請の可能性を指摘するのみで、ロシアの拒否権行使に対する法的義務が実際に機能する (operationalize) するのは困難であることを認めています<sup>21</sup>。

第 2 に、もしかりに違法説が主張するように、ウクライナに対する自らの侵略行為を助長するロシアの拒否権行使が現行法上違法であるとしても、その違法な拒否権行使の法的効果はどのようになるのか、という点です。もしロシアの投じた拒否権が現行法上認められないのであれば、その拒否権は法的に無関係または棄権と見なされて当該決議案は賛成多数で採択されることになるのでしょうか<sup>22</sup>。それとも、安保理仮手続規則の規則 30 に基づき、安保理議長のカスタムにより判断されるのでしょうか<sup>23</sup>。あるいは、この点は未だ明確な手続規則が存在しないため、今後の実行に委ねられるのでしょうか。このように、ロシアの拒否権行使が違法であるとの主張には、まだまだ検討すべき多くの問題が残っていると言えるでしょう。

### 3 小括

これまで、ロシアの拒否権行使の合法性をめぐる代表的な議論を検討してきました。その結果、厳密な法的解釈としては、ロシアの拒否権行使は、現行法上、違法とまでは言えない

---

<sup>20</sup> 従来の拒否権実行に関しては、東「前掲論文」(注 2) を参照。

<sup>21</sup> Trahan (2023), *supra* note 13, p. 140.

<sup>22</sup> このような主張として、Anne Peters, “The war in Ukraine and legal limitations on Russian vetoes,” *Journal on the Use of Force and International Law*, Vol. 10 (2023), pp. 162-172 を参照。

<sup>23</sup> 安保理仮手続規則 30 は、以下のように規定しています。すなわち、「代表者が議事手続に関する異議を提出した場合には、議長は、直ちに自己の裁定を述べなければならない。その裁定に対して異議が申し立てられた場合には、議長はその裁定を安全保障理事会の即時の表決に付さなければならない。その裁定は否決されない限り、効力を維持する。」

ように思われます。しかし、それは、国連加盟国がロシアの拒否権行使を認めていることを意味しません。むしろ、安保理または総会の審議において、多くの加盟国はロシアの拒否権行使が広い意味での国連の目的・原則から外れたものであるため、ロシアの投じた拒否権を強く非難する態度を示しているように見受けられるのです。その意味では、合法説にも問題がないとは言えないのであって、とくに憲章第 27 条第 3 項に依拠する立場は、同条項の文言解釈に固執するあまり、ロシアの拒否権行使を強く批判する国連加盟国の対応の意味合いを慎重に分析しようとしていないとも言えるでしょう。これらの問題意識に基づき、次節では、国連加盟国の対応の中でとくに注目すべき動きを検討していきます。

### Ⅲ ロシアの拒否権行使に対する国連加盟国の対応

国連加盟国の対応に関しては、以下 2 つの動きが注目されます。第 1 は、緊急特別総会における決議の採択です。ロシアの最初の拒否権行使の 2 日後の 2022 年 2 月 27 日、安保理の要請により「平和のための結集」決議に基づき緊急特別総会が開催され<sup>24</sup>、3 月 2 日、ロシアの侵略を非難する総会決議が賛成 141 票で採択されました<sup>25</sup>。さらに、ロシアの 2 度目の拒否権行使のおよそ 2 週間後の 10 月 12 日には、同じく緊急特別総会において、ロシアによるウクライナ東部 4 州の併合を非難する決議が賛成 143 票で採択されました<sup>26</sup>。これらの審議において、多くの加盟国は、ロシアのウクライナ侵略が国連憲章の明確な違反であることを強調するとともに、拒否権は本来特権ではなく特別な責任を果たすことが大前提であるとして、ロシアの拒否権行使を強く非難しました<sup>27</sup>。

もともと、ウクライナに対するロシアの武力行使を明確な憲章違反であると非難することを避けた加盟国も決して少なくなく、実際に、いずれの総会決議の採択に際しても 35 カ国が投票を棄権しています。これらの国家は、概して、ロシアの拒否権行使に対する明確な批判も慎重に控えており、たとえば、中国、インド、南アフリカは、紛争の平和的解決こそが重要であるという主張を展開するにとどまっています<sup>28</sup>。こうした緊急特別総会の審議を見る限り、インド、中国、南アフリカを含む相当数の加盟国がロシアの拒否権行使に対していかなる立場を取っているのか、判然としないと云わざるを得ません。もともと、これらの国家は、決してロシアの拒否権行使が国連の目的・原則に合致するものであるとまで明言し

---

<sup>24</sup> UN Doc. S/RES/2623 (2022), 27 February 2022.

<sup>25</sup> UN Doc. A/RES/ES-11/1, 2 March 2022. 票決結果は、賛成 141、反対 5 (ロシア、ベラルーシ、北朝鮮、エリトリア、シリア)、棄権 35 (中国、インド、南アフリカなど) です。

<sup>26</sup> UN Doc. A/RES/ES-11/4, 12 October 2022. 票決結果は、賛成 143、反対 5 (ロシア、ベラルーシ、北朝鮮、ニカラグア、シリア)、棄権 35 (中国、インド、南アフリカなど) です。

<sup>27</sup> たとえば、リヒテンシュタイン (UN Doc. A/76/PV.69, 26 April 2022, pp. 18-19)、メキシコ (*Ibid.*, pp. 20-21)、ブルガリア (*Ibid.*, pp. 21-22)、カナダ (*Ibid.*, pp. 22-23)、アメリカ (*Ibid.*, pp. 23-24)、イギリス (*Ibid.*, pp. 25-26)、ポーランド (*Ibid.*, p. 26) の発言を参照。なお、2022 年 2 月 25 日に、ロシアの拒否権行使が権限の濫用であるとする 50 カ国の [共同声明](#) が出されたことも注目されます。

<sup>28</sup> 中国 (UN Doc. A/ES-11/PV.1, 28 February 2022, pp. 22-23)、インド (UN Doc. A/ES-11/PV.2, 28 February 2022, pp.20-21)、南アフリカ (UN Doc. A/ES-11/PV.5, 2 March 2022, pp. 20-21) の発言を参照。

たわけではなく、その意味で、ロシアをはじめ反対票を投じた 5 カ国とは一線を画していたことも否定できない事実です。

第 2 に、ロシアの拒否権行使の分析で重視すべきは、2022 年 4 月 28 日、拒否権行使の説明責任を問う総会決議が採択されたことです。拒否権の説明責任については、総会決議 267 号（1949 年）など、国連発足初期における総会審議にいくつかの先例があります。しかし、今回の決議は、その内容がより具体的である点が注目されます。すなわち、本決議は、拒否権行使から 10 日以内に総会が安保理で審議の対象であった事態について討議するために会合を招集することを決定しつつ、安保理に対してその会合が開始される 72 時間前までに当該拒否権行使に関する特別報告書を総会に提出するよう求めているのです。

総会において拒否権の説明責任を自動的に問うこうした仕組みが採択された意義は決して小さくありません。なぜなら、この動きは、常任理事国による拒否権行使の正当化理由をこれまでよりも厳密に議論することによって、当該拒否権がどこまで国連の目的・原則に合致しているかをより積極的に判断していくべきという共通理解が深まっていることを如実に示しているからです<sup>29</sup>。注目すべきは、拒否権の説明責任を自動的に問うこの仕組みは、世界の主要な地域を横断する形でコンセンサスによって採択されたことであり、そこには、緊急特別総会の審議においてはロシアの拒否権行使に対して明確な非難を控えた中国、インド、南アフリカのような加盟国も含まれていることです。要するに、この総会決議の採択は、加盟国が、ロシアの拒否権行使が国連の目的・原則の観点から問題を含むものであるため、少なくとも、ロシアはより明確な説明責任を果たすべきであるという立場を示したものである、と評価できるでしょう。

#### IV おわりに

本コメントでは、ウクライナ情勢におけるロシアの拒否権行使を素材に、侵略行為を行っている常任理事国は、自らの侵略を助長するような拒否権を行使しうるか、という問題を検討しました。検討の結果、次の点が明らかになりました。すなわち、厳密な法解釈論においてはロシアの拒否権行使を現行法上制限することは困難であるけれども、それでもなお、多くの国連加盟国が安保理または総会の審議で自らの侵略行為を助長するロシアの拒否権を非難し、ロシアに対して拒否権行使の説明責任を果たすよう求める立場を表明していたことです。こうした加盟国の強い姿勢が如実に示しているのは、1945 年に国連が発足してからまもなく 80 年が経過しようとしている現在、そもそも国連において拒否権が認められた本来の趣旨は一体何なのか、を正面から問うべき時期に差し掛かっている、ということでしょう。そして、国連憲章の起草過程を子細に検討すれば、拒否権制度は、たしかに常任理事

---

<sup>29</sup> なお、この仕組みは、2022 年 6 月 8 日、北朝鮮の核・ミサイル問題をめぐる中露の拒否権行使に対してはじめて適用されました。UN Doc. A/76/PV.77, 8 June 2022 を参照。



国が自らの重大利益を守るために拒否権を行使しうることを認めることによって、普遍的な組織としての国連を設立することに資するものでした。しかし、他方で、拒否権制度は、常任理事国が平和、人権、自決権に関連する国際社会の共通利益に寄与する形で拒否権を抑制的に行使する特別な責任を負うことが大前提として誕生したことも忘れてはなりません<sup>30</sup>。もしそうであるならば、我々は、こうした拒否権の本来の趣旨に照らして、加盟国の普遍性や安保理決議の力の裏付けの確保などの一定の意義が拒否権制度にあることを十分踏まえつつも、侵略行為や組織的な人権侵害のような国際社会全体の利益を大きく揺るがす拒否権行使の問題点を明らかにし、そうした拒否権をいかに制限しうるかについて粘り強く検討し続けていくことが肝要である、と言えるでしょう<sup>31</sup>。

#### 【付記】

2023年11月25日、京都大学主催の国際法研究会において、筆者は、「国際連合における拒否権の本質—組織的な人権侵害に関わる常任理事国の重大利益と特別な責任の関係を中心に—」と題する報告を行いました。その際、会員の方々から有益な質問とコメントを数多くいただきました。ここに記して感謝申し上げます。なお、本稿は、文部科学省科学研究費補助金18K12648（若手研究）による研究成果の一部です。

---

<sup>30</sup> 拒否権制度の起草過程の詳細な分析に関しては、瀬岡『前掲書』（注8）を参照。なお、こうした拒否権本来の趣旨に照らして、ロシアの拒否権行使を「権利としての拒否権」と「責任としての拒否権」の両側面から批判的に考察した研究として、瀬岡直「国際連合における拒否権の本質的制約：ウクライナ情勢におけるロシアの拒否権をめぐって」日本国際連合学会編『地域安全保障と国連』（国連研究第24号）（国際書院、2023年）103-130頁を参照。

<sup>31</sup> こうした問題意識に基づく研究として、瀬岡直「パレスチナ紛争に関するアメリカの拒否権行使に対する批判的検討：国際連合における拒否権の本質的制約の視点から」日本国際連合学会編『国連と大国政治（国連研究第21号）』（国際書院、2020年）77-101頁。同「国際連合における拒否権の意義と限界—シリア紛争における中露の拒否権行使に対する批判的検討—」日本国際連合学会編『ジェンダーと国連（国連研究第16号）』（国際書院、2015年）163-185頁を参照。